ロック「土地所有権」論と批判の系譜

Locke's Justification of the Property Right in Land and its Critical Legacy

國 方 敬 司 KUNIKATA, Keiji

キーワード:土地所有権、ロック、オグルヴィ、ペイン、スペンサー

Key words: Property Rights in Land, John Locke, William Ogilvie, Thomas Paine, Herbert Spencer

☆つぎの文献については、下記のように略記する。

- 1) LTT; John Locke, Two Treatises of Government, ed. by Peter Laslett, Cambridge University Press, 1960(1988)

 [LTT, II, 1 は第 II 篇第1節を示す。鵜飼信成訳『市民政府論』(岩波書店, 昭和43年)および伊藤宏之訳『全訳統治論』(柏書房, 1997年),加藤節訳『完訳統治二論』(岩波書店, 2010年)を参照したが、訳文は適宜変更している。この点は、ほかの文献でも同じである。]
- 2) OBL; William Ogilvie, Birthright in Land: An Essay on the Right of Property in Land, Augustus M. Kelley, 1782 (1970) [四野宮三郎訳「土地所有権論」『近代土地改革思想の源流』(御茶の水書房, 1982年)所収]
- 3) PAJ; Thomas Paine, Agrarian Justice, in Collected Writings, selected by Eric Foner, Literary Classics of the United States, 1995 [四野宮三郎訳「土地配分の正義」 『近代土地改革思想の源流』 (御茶の水書房, 1982年) 所収]

4) SSS; Herbert Spencer, Social Statics or the Conditions Essential to Human Happiness Specified and the First of Them Developed, Augustus M.Kelley, 1851 (1969)

I はじめに

本稿では二つの課題を設定している。第一の課題は、近代イギリスで土地所有権がどのように論じられてきたのかを明らかにしようというものである。とはいっても、このような大きなテーマを本稿で論じ尽くすことができるはずもない。したがって、本稿では、ロック所有権論、とりわけその土地所有権論を機軸に据えながら、近代イギリスで土地所有権がどのように論じられてきたのかを明らかにするにとどめざるをえない。さまざまな角度から論じられている土地所有権を網羅的に扱うことは避けて、これをロック土地所有権論批判という、きわめて限局された観点から検討しようというのが第一の課題である。

近代初期ヨーロッパにおいて、おおよそロック (John Locke) ほど明快に土地私有を理論的に正当化した論者はそれほどにはいな

い。かつて拙稿で論じたように、ロック所有権論のプロトタイプとでもよべるような理論が、ロックに先立ってジョン・ウィンスロップ (John Winthrop) によって展開されている(1)。アメリカ・インディアンからの土地収奪を正当化するために、かれもまた、土地私有を全体の論旨を支えるキーワードにしている。

人間が土地を共有でもち、各人が好きな場所で耕作し、家畜を飼育しているときには、最初の権利は自然なものであった。それから、人間と家畜が増加し、かれらが土地を囲い込み、独自の耕作・作業(peculiar manurance)によって土地の特定部分を専有すると、これはやがてかれらに市民の権利を与える(2)。

共有状態における権利を自然権(naturall right)と措定し、それに対して私有(専有)における権利を市民的権利(civil right)と措定することによって、ウィンスロップはインディアンの土地を無主地に等しいものとしてその収奪を正当化する。このかぎりでは、きわめて巧妙な論理操作が施されているが、ロックの所有権論ほどに精緻で普遍的な理論が組み立てられているわけではない。その意味で、ロックの土地所有権論は近代土地私有論の嚆矢とみなされうる。このロックの土地所有権論に対していかなる批判的省察が近代イギリスで加えられてきたのかを検討しようというのが、第一の課題である。

第二の課題は、ロックの《労働に基づく所有》理論の意義を問いなおすことである。正 義論あるいは自由論とかかわって、財産権の 成立根拠を考察する試みが活発になされてい る。ノージック (Robert Nozick) をはじめと するリバタリアン (libertarian) の議論は多 かれ少なかれロック所有権論に影響を受けて いる(3)。それに対して、《合意による所有》 理論はグロティウス (Hugo Grotius) やヒュー ム (David Hume) に淵源を求めることがで きる。この理論については、いまではブキャ ナン (James Buchanan) やロールズ (John Rawls) らによって新たな理論的展開が試み られている (4)。こうした論争のなかで、最 近, ロック所有権論が, 「専有への制約が貨幣 の導入によって骨抜きにされることで、無制 限な資本主義的専有を正当化したと解釈され うるものであった |、という批判に曝される一 方で、それとは対照的に《合意による所有》 理論はつぎのように肯定的に評価されている。 「『合意による所有』理論の立場からすれば、 公共財と区別される私的財産(private goods) といえども *公共性、から解放され ることはあり得ないのではないか。……『合 意による所有』理論が提起する最も根本的か つ重要な含意は、個人的専有物とみなされが ちな *才能・能力、が社会的相互関係におい て初めて経済的価値をもちうるように、私的 所有権もまた, その存立基盤からして公共性・ 社会性によって支えられているという点にあ る。このような観点に立つとき、我々が追求 するべき社会像も、労働所有論が示唆するそ れとは自ずと異ならざるを得ないように思わ れる |, と (5)。

筆者も、かかる批判が一部であれ正鵠を射ていることは否定しない。ロック所有権論の出発点であった万人の平等が、貨幣と相続の導入によっていともあっさりと葬り去られているのは事実である。それゆえ、結果として

資本主義的領有を正当化したという解釈は成り立ちうるし、したがって経済的平等といったことに少しでも関心のある論者にとっては受け容れにくい理論ともいえよう。しかし、それはロックの論理的展開をそのままに受容するからであって、本稿ではロックの理論を批判的に継承しうる可能性を追究してみたい。これが、本稿の第二の課題である。

Ⅱ ロック「土地所有権」の論理構成

自由あるいは正義をめぐる理論的対立は、 究極的には財の帰属と再分配を軸にしている。 例えば、19世紀末の自由主義論者ハーバー ト・スペンサー (Herbert Spencer) の社会進 化論の影響を受けながら、国家の役割(=再 分配) と自由という問題ではまったく対極的 な立場にたつ二つの「自由主義」陣営が形成 された。一つは、アメリカで展開した実証主 義的社会進化論である。アメリカの有名な社 会進化論者ウィリアム・サムナー(William Sumner) は生存競争と個人主義の貫徹をもっ て文明の進歩と信じる「自由主義」論を展開 した。これに対して、同じ社会進化の理念を 出発点としながらも、「国家」に積極的な役割、 すなわち財の再分配を求めるホブハウス (Leonard T. Hobhouse) らの [新自由主義] を 対置しうる。この「新自由主義」は、自由放 任と「淘汰」の原理を社会発展のためにはむ しろ障害物ととらえ, 政府を通しての改革こ そが、社会発展の鍵と位置づけた⁽⁶⁾。

この財の帰属と再分配をめぐる理論的対立 は、けっして過去の話ではない。現代の福祉 国家観をめぐる理論的な対立も、同様の土俵 上で戦われているとみてよい。再分配を自由 への侵害とみなすノージックらの基盤なきリ バタリアニズムから、最低限の必要を充足する残余的な福祉国家を認めながらも、再分配と自由主義とは両立しえないと主張するハイエク(F.A.Hayek)、さらには再分配を積極的に正当化するロールズ(John Rawls)まで、論点は多岐にわたるにせよ結局は財の帰属のあり方、再分配をめぐる理論的対立である(7)。これらの理論的対立は、ある意味では、17~18世紀における所有権をめぐる対立の再版でもある。

財産権をめぐる論争は、イングランド革命 におけるさまざまな政治的潮流のなかで激し く戦われつづけた⁽⁸⁾。そのようななかで, ロックの所有権論が特に説得的なのは、本来 的には万人の平等を担保する自然権思想を出 発点としながら、 最終的に私有財産権を擁護 する理論を巧妙に組み立てているからであ る(9)。ロックの議論が重要かつ検討に値する のは、その私有財産権の擁護という結論では ない。平等を担保する自然権から不平等を是 認する所有権を合意ないし契約を介さずに導 出したという点である。したがって、ロック の所有権論を十全に批判するためには、かれ の論理構成における飛躍・矛盾を内在的に剔 抉する必要があるのであって、 単に自然権思 想を対置してもそれは外在的批判にとどまる といえよう。

われわれも、ロック「土地所有権」論批判の系譜を辿るに先だって、かれの論理の組立をつぶさに検証する必要がある。ロックの所有権論は広く知られていて紹介するまでもないかもしれないが、ロック批判はその論理構成における飛躍・矛盾を的確に剔りだしてはじめて可能である。それゆえ、煩瑣ではあるがその論理構成を具体的に検討しておこう。

人間は、自然の理性にしたがってひとた び生まれるや自己保存の権利をもっており, したがって食物や飲物、それから自然がか れらの生存のために与えるほかの諸物に対 しても権利をもつものと考えようと、ある いは啓示にしたがって神がアダムおよびノ アとその子孫に世界を与えたという説明を 受け容れようと、いずれにしても明らかな ことは、『詩篇』115章16節で、ダヴィデ王 が、神は「地を人の子らに与えた」と語っ ているように、それを全人類に共有のもの として与えた、ということである。しかし、 このように考えると、どうしてある人が何 かにプロパティをもつようになるのかは. 理解しがたいと思う人もいるように思われ る。……わたしは、神が人類共有のものと して与えたものに対して、どのようにして 人々はいくぶんかずつプロパティをもつよ うになったのか、しかもすべての共有者の 明示的な契約によることなくそのように なったのかを、説明するようにつとめてみ よう。(*LTT*, II, 25)

第5章「プロパティについて」の冒頭において、ロックは、人間には自己保存の権利があることを確認している。このことから、当然なこととして(consequently)生存のための物資に対しても権利をもつ、という命題を提示する。この命題は、人間が動物であって、物質代謝なくしては生命の維持が不可能であることからして否定しがたいと考えられるものの、この命題を展開することなく、まずは『詩篇』を引用することで、世界が特定の人間にではなく全人類に共有物として与えられた、ということを確認する(10)。

では、この共有状態からいかに所有権が生じうるのか、しかも明示的な契約もなく所有権が生じうるのか、という課題に対する解答が《労働所有権》論である。それは、まず、世界が人間に共有のものとして与えられたとしても、地とそこにあるすべてのものが生活の維持充足のために利用されるためには、それらが「かれの一部であって、ほかの者がそれについてなんらの権利をもたないようなものにならなければならない」(LTT、 Π , 26)ことを確認する。そして、この確認につづいて、《身体所有権》論と《労働所有権》論が提示・展開されるのである (11)。

たとえ地とすべての下級の被造物が万人の共有のものであっても、人はだれでも自分自身の一身についてはプロパティをもっている。これには、かれ以外の何ぴともなんらの権利を有しないものである。かれの身体の労働、かれの手の働きは、まさしくかれのものであるといってよい。そこで、自然が与えそのままに残しておいた状態から、かれが取り出したものはなんであっても、かれは労働をそれに加え、かれ自身の何ものかを付け加えたことで、それをかれのプロパティとするのである。(LTT、II、27)

この論理展開については、ノージックによって批判が加えられている。この批判は、かれの著書『アナーキー・国家・ユートピア』のなかでももっとも広く知られた一説のうちに数えられる箇所であろう。

なにかに自分の労働を混入することが、 なぜ人をそのものの所有者にするのだろう か。おそらく,人は自分の労働を所有して いるからである。そしてそれまでは無主物 であったものに自分の所有するものを浸透 させて、人はそのものを所有するに至るの である。所有権は、残余の部分に滲出して 全体を満たすことになる。しかし、わたし の所有物をわたしの所有でないものと混ぜ 合わせることが、わたしの所有ではないも のを手に入れる方法にはならず、わたしの 所有物を失うことになってもよいと思われ るが、そうならないのはなぜか。もしわた しが一缶のトマトジュースを所有していて, それを海に注ぎ、その分子が海全体に平均 的に混ざる(ジュースの分子に放射性原素 が加えられていて、わたしはこのことが チェックできる) ようにすれば、そのこと によってわたしは、海を所有するに至るの か、それとも愚かに自分のトマトジュース を浪費してしまったことになるのか。おそ らくここでの基本的観点は、あるものに労 働を加えることはそれを改善し、それを もっと価値のあるものにするということに あり、だれでも自分がそれの価値を創出し たものを所有する権原をもつ、ということ かもしれない。……人の権利が、その労働 が生みだした価値増加分に対するものにか ぎられず, その対象全体に拡大するのは, どうしてなのか。(このような価値への着目 によって, 所有権のおよぶ範囲を制限する こともできるかもしれない……) 価値増加 による所有という構成で、実用に耐えうる 整合的なものは、まだ考え出されていない し、またそのような構成はどんなものでも、 ヘンリ・ジョージの理論が受ける(のと類 似の) 批判を甘受せねばならない、とも考

えられる。(12)

前半部分(トマトジュースの譬え)はともかくとして、後半の「人の権利が、その労働が生みだした価値増加分に対するものにかぎられず、その対象全体に拡大するのは、どうしてなのか」という疑問は、無視しえない根本的な問いかけである。しかし、この問題は、資本主義社会の問題として考えるのか、それとも原初の所有権獲得の問題として考えるのかによって答え方が異なるように思われる。いま、これを全面的に検討する余裕はないので、当面はロックの設定している原初獲得の文脈で考えると、「対象全体」という言葉のレトリックが問題なのではないかと考える。

まず第一に確認すべき点は、労働による価値の増加といっても、それは自然が提供する素材と切り離された抽象的な価値ではないということである。単に体を動かし続けたとしても、それは労働ではなく生活に必要な資を得ることはできない。ここでの労働とは、下川潔氏がいう消極的共有状態にあって「すべての物が共通の物として置かれており、誰か特定の人に属して」いるわけではなく、「誰がとってもよい状態にある物」に働きかけることである(13)。その労働によって、人間にとって有用な素材を手に入れる類いの労働である。

第二に、人間が労働を加えて手にしうるものは、この段階では、自然が与えた素材に労働が付け加えられたものであって、その労働によって獲得しうる以上のものに対して所有権を得ているわけではない。つまり、リンゴなりクルミの実を採集する、あるいは鹿を狩るといった場合、そこに投下された労働以上になにかを得ているわけではない。「対象全

体」と言っても、クルミ1個を得る労働を投下したからといって、それでクルミの木全体を得たことにはならないし、その木になる実すべての所有権を得たことにもならない。その時々に欲する物とそれを獲得するために費やされる労働量とを勘案して、対象物を選択するだけであって、大きな木を切るとさに比べてより多くの労働時間が費やされることになる。大きな木を選択するか、小さな木を選択するかは、人それぞれの比較考量の結果というだけであって、自然が与えてくれる労働対象の表面的な相違は、《労働所有権》論にとって重要ではない、といえよう(14)。

ロックは、身体所有の帰結として労働所有権を導き出し、その上でつぎのような問題を提起する。「もしドングリ、もしくは地上のそのほかの果実などを集めることによって、それらに対する権利が生ずるものとすれば、だれでも自分の欲するだけたくさんのものを独占できることになるだろう」(LTT、II、31)という問題である。それに対する答えが、例の「自己消費の制約」と「腐敗禁止の制約」である。

われわれにプロパティを与えるその同じ 自然法が、このプロパティをも制限す る。……腐らないうちに利用して、生活の 役に立てうるだけのものについては、だれ でも自分の労働によってそれにプロパティ を確立することができる。けれどもこれを 越えるものは、自分の分け前以上であって、 それは他人のものなのである。腐らしたり、 壊したりするために、神によって創られた ものは一つもない。(LTT, Π , 31) ここに明瞭に示されているように、(a) 自分の労働によって、(b) 腐らせてしまわない程度に、(c) 自己の消費分をわがものとすることは、自然法によってゆるされている、というのがロックの設けた差し当たっての制約である。さらなる制約が提出されることはよく知られていることであるが、その制約を展開する前に、実に重要で、しかも奇妙な論旨の転換が施されている。

しかしプロパティの主要な対象は、いま では (now), 土地の果実やそこに生存する 獣ではなくて、ほかのすべてのものを含み そなえている土地それ自体である。わたし は、この大地へのプロパティも果実や動物 と同じように取得されることは明らかだと 思う。人が耕し、改良し、栽培し、そして その作物を利用しうるかぎりで、それだけ の土地がその人のプロパティである。かれ はその労働によって、それだけの土地を共 有地からいわば囲い込むのである。その土 地に対しては何ぴとも同じ権原をもってお り、したがってかれは、仲間のすべての共 有権者の同意がなければその土地を専有す ることも囲い込むこともできないという主 張もあるが、それによっては、かれのこの 権利を無効にすることはできないだろ う。……神と人間の理性とは、地を征服す ることを人間に命ずる。すなわち、それを 生活に役立つように改良し、そこにかれ自 身の労働を投下することを命じたのである。 この神の命令に従った人間は、大地の一部 を切り開き、耕し、種をまき、そうするこ とによって何ものかを大地に付け加えたの である。これこそ、かれのプロパティであ

り、これに対してはほかの人は何の権原もなく、また危害を加えることなしにはこれをかれから奪うこともできないのである。 (LTT, Π , 32: 傍点は國方)

文中のnowがどのような意味であるのか、いくつかの解釈の仕方があるが、ともあれこれまでは個々の果実・個々の動物に対する所有権が論じられてきた。それが一転して、「ほかのすべてのものを含みそなえている土地ぞれ自体」に対する所有権の正当化が論じられる。この土地所有権論については、わたしなりに問題提起したい点があるが、それは後段で述べるとして、ロックは、これまでの《労働所有権》論の延長上に「土地所有権」論を構築していることは銘記しておきたい。

ロックは、この論理展開を補強するものと して、私的所有のもうひとつの制約条項であ る「十分性の制約」、いわゆる「ロック的但し 書き (the Lockean proviso) | を強調する。 「十分性の制約」 そのものは、すでに引用して ある身体所有権から労働所有権への論理展開 の箇所につづいて、言及・導入されている。 「この労働は、その労働をなした者のプロパ ティであることは疑いを容れないから、少な くとも、ほかに共有のものが他人にも、十分 に、かつ同じようによいものが残されている かぎり、かれのみが、己の労働のひとたび加 えられたものに対して権利をもつのである」 (*LTT*, II, 27)。ここでの「十分性の制約」 は、それほど重要な役割を果たしているよう にはみえない。果実や獣は、再生・増殖しう るものであるからして、強い「制約」条件に はならないと考えられるからである。しかし、 この「十分性の制約」は土地所有権を論ずる

段階になると、枢要な役割を担うことになる。

土地のどの一箇所でも、それを改良することによってこのように専有することは、ほかの何ぴとにもなんの損害を与えはしなかった。なぜならなお十分に、また同じようによいものが残されていて、しかもまだ土地をもたない者が使い切れないほどあったからである。……後略……(*LTT*, II, 33)

神は世界を人間共有のものとして与えた。 けれども、神はそれをかれらのために、そ うして、かれらがそこから生活の最大便益 を引き出しうるように与えたのであるから, それがいつまでも共有, 未開墾のままで あっていいと神が考えていたとは、想像さ れえない。神は、それを勤勉怜悧な者の利 用にまかせた(そして労働がそれに対する かれの権原となるべきであった) のであっ て、争い好きな人々の気まぐれや貪欲にま かせたのではない。すでに占有されたのと 同じだけのものを、改良のため残しても ないし、また他人が労働によってすでに開 発したものに干渉すべきではない。(LTT, Ⅱ.34:傍点は國方)

この「十分性の制約」は、これまでにも多くの議論をよんできた論点であるが(15)、本稿の関心からすると、本来ならば破綻をきたすと考えられる土地所有権の弁護において「十分性の制約」をあえて強調することによって、ロックは労働所有権論の延長線上に土地所有権論を確立しようとしたものと考えられる。というのは、有限である土地に対する所有権

に「十分性の制約」を課しながら、その制約を乗り越える論理を展開してはじめて労働所有権論も確立しうるはずだからである。自然権としてのプロパティを出発点としている以上、自然権ないし自然法の制約のなかで所有権を論証しなければ、眼前の所有権の秩序を正当化しえたことにはならない。まさに、私的所有権の秩序を正当化することを課題とするロックにとっては、ひとつの高いハードルがこの土地所有権だったはずである。

では、ロックはそのハードルをいかに跳び越えたのか。ひとつは、アメリカの存在である (16)。アメリカを「創世記」の世界と類似の世界とみなすことによって、開墾されるべき土地が「十分」に存在していると弁明できたのである。

自然は、人間の労働の程度と生活の便宜 とによって巧みにプロパティの限度を定め た。何ぴとの労働といえども、すべてのも のを征服し専有することはできない。また それを享受するといってもその一部分以上 を消費することはできない。 ……そしてこ ういう尺度は、世界に人が満ちあふれてい るようにみえても、何ぴとをも害すること なく、依然として適用しうるであろう。個 人あるいは家族を、アダムやノアの子らが はじめて世界に住み始めた頃の状態におい てみるがよい。つまり、かれをアメリカの どこか内陸の未開地に入植させてみるがよ い。そうすれば、前に述べた尺度にしたがっ て財産を作るとすれば、それはそんなに大 きなものにはなりえないし、人類が世界の 隅々にまで広がり、世界のはじめの頃の少 人数をはるかに超えている今日でさえ、そ

の財産はほかの人を害するものではなく,またほかの人の不平の原因となったり,かれの侵略によって損害をこうむったと思ったりする理由を与えることはないであろう。 (LTT, Π , 36)

アメリカをして「創世記」の世界と措定することによって、ロックは土地所有権における「十分性の制約」をひとまずは解除しえた。しかし、ロックの思考はかかる論証では満足しない。「十分性の制約」に対するロックのもうひとつの解決案はきわめて巧妙である。アメリカの存在も、結局は、土地の有限性を乗り越えようがないことはすぐにわかることである。それに対して、土地所有による土地の生産性の向上を持ち出すことによって、「十分性の制約」を解除しようというのがロックの戦略であった。

それに付け加えるに、自分の労働によっ て土地を専有する者は、人類の共有財産を 減少するのではなく、かえって増大するの である。なぜなら、囲い込みをされ開墾さ れた1エイカの土地から産出する、人間生 活の維持に役立つ食料は、同じ程度に肥沃 な1エイカの土地が共有のものとして荒地 になっている場合に産出するものの(きわ めて控え目にいって)10倍であろう。それ ゆえ, 土地を囲い込み, そうして, 10エイ カの土地から、自然のままの100エイカか ら得られたであろうよりもはるかに多くの 生活の利便を得ている者は、まさに人類に 90エイカを与えたものといっていいだろ う。かれの労働によって、共有のままの100 エイカの土地の生産物に等しいものが、10 エイカから供給されるからである。ここで改良された土地を、荒廃地1に対する10の割合で評価したのは低く見積もりすぎで、実際は1対100に近いのである。なんら改良も耕作も加えられないで自然のままに放置されたアメリカの原始林や未開墾地の1000エイカが、そこの貧乏であわれな住民たちに、十分に開墾されたデヴォンシァにある、肥沃度は同じ程度の、10エイカの土地が産出すると同じだけの生活用品を、供給しうるかどうか疑問だからである。(LTT, II, 37)

この論証方法こそ《労働所有権》論者たる ロックの真骨頂である。労働によって土地を 囲い込む者は、人類の共有財産を増大させる というのである。きわめて巧妙な論理のすり 替えである。土地の生産性を向上させること によって、土地の生産物の増産を達成したか らといって, 有限の土地を共有財産から減少 させたという事実は消えはしない。それでも, これまで生活するのに100エイカないし1000 エイカ必要であったのが10エイカで済むよ うになったので、残りの90エイカないし990 エイカを共有財産に戻すというのならば、ま だ話はわかる。しかし、それでは現存の財産 秩序を正当化しようというロックの任務は全 うしえない。そこで、いよいよ登場するのが 貨幣である。

なぜなら、ロックにとっては、土地所有もほかの所有と同様に、「腐敗禁止の制約」をこうむっているからである。「これと同じ尺度が土地の占有を支配していた。ある人が耕し、刈り入れ、貯え、腐敗しないうちに利用しうるかぎりであれば、なんでもかれ個人の権利

となった。かれが土地を囲い込み、そこで草 を食ませ、利用しうるかぎり、どんな家畜も 作物もかれのものであった。しかし、かれの 囲い込み地の草が刈り取られるまえに枯れた り、かれが植えた果実が取り入れや貯蔵をす るまえに腐敗したりすれば、大地のこの部分 がかれの囲い込んだ土地であっても、やはり 荒蕪地とみなされ、ほかのだれでも占有して もよいとされたのである](LTT, II, 38), と。 どういうわけか, いつの間にか「自己消費の 制約」は忘れ去られている。「自己消費の制約」 はけっして「腐敗禁止の制約」と同一ではな い。この制約こそが、本当はブルジョワ的財 を検を無効たらしめる躓きの石であるのだが. ロックはいつの間にか、それを「腐敗禁止の 制約」に収斂させてしまっているのである。

だが、この問題の考察はこれだけとして、 先を急ごう。ロックにとっては、少なくとも 「腐敗禁止の制約」を解除できなければ、「十 分性の制約」を乗り越えたことが無意味に なってしまうのである。では、どのようにし て「腐敗禁止の制約」は乗り越えられたのか といえば、貨幣の導入によってである。

貨幣については、最初に「貨幣をもち商業を営む多くの人が統治のもとにいるようなイングランドやそのほかの国々」(LTT、II、35)といった形でふれられているが、アメリカを「創世記」の世界と類似した世界とみなした箇所の後で、つぎのように貨幣が大土地所有をもたらしたことを予告している。「わたしがはっきり断言したいことは、すべての人が利用しうるだけのものをもつべきであるというこのproprietyの法則は、だれをも困らすことなく、なお世界で通用するだろう、ということである。なぜなら、もし貨幣が発明され、

それに価値をおくべきだという人々の暗黙の合意が、より大きな土地の占有とそれへの権利を(同意によって)もたらさなかったならば、世界中にはなお現在の2倍の住民に十分なほどの土地があるからである。貨幣がいかに大規模占有をもたらしたかについては、これから順を追ってより詳細に説明していこうと思う」、と(LTT、 Π , 36)。それでは、問題となっている貨幣はどのような文脈で導入されるのか。

人間の生活にとって本当に有用であり. そして生存の必要から世界の最初の共有者 たちがあたかも今日のアメリカ人と同じよ うに求めたものの大部分は、一般に永持ち に滅失朽廃するものである。金銀およびダ イアモンドなどは、これに反して真に有用 であるとか、生活の維持に必要であるとか というよりは、嗜好や約束によって価値の 与えられたものである。…… 100ブシェル のドングリやリンゴを集めた人は、そのこ とによって、それらに対するプロパティを もつ。それらは、かれが集めたとき、かれ の財産となったのである。かれはただ、そ れが腐敗しないうちに消費するように留意 すればよかった。……もしその一部をだれ かほかの人に譲ってやるとすれば、その分 はかれの手中で腐敗することなく、かれは その分まで利用したことになる。また、も しかれが、1週間で腐敗するようなプラム を, 1年間も腐敗しないで食べられるよう なクルミと交換したとすれば、かれはだれ にも害をもたらさず、共有の財産を浪費し

なかった。かれの手中で無駄に腐敗してしまうものがないかぎり、ほかの人の分け前である財産を少しも侵害しなかったことになる。さらに、もしかれが一片の金属の色が気に入ってそのクルミと交換したり、羊毛とキラキラ光る小石やダイヤモンドと交換したりしたとして、それを一生手許においたとしても、かれはほかの人の権利を侵害したことにはならず、こういう耐久性のある品物を好きなだけたくさん貯め込んでもよいのである。かれの正当なプロパティの限界を超えるのは、かれの財産が大きいことではなく、その一部が無駄に腐敗してしまうときにほかならないからである。

このようにして、貨幣が使用されるようになった。それは腐敗せずに保存しうる耐久性があるものであって、人々が生活の役には立つが腐敗しやすいものと交換しようと、相互に同意したものである。(*LTT*, II, 46, 47: 傍点は國方)

ここで露わになる。「自己消費の制約」は まったく放棄されている。この制約があるか ぎり蓄積のための交換は導入しえないのであ るから、それは当然であろう。そこで、もっ ぱら「腐敗禁止の制約」に焦点が結ばれなが ら、その制約を回避しうる手段として、まず は交換が導入される。交換によって、「腐敗禁 止の制約」は回避しえたようにみえる。

では、交換一般ではなく、どうして貨幣が 導入されなければならないのか。それは、ク ルミあるいはドングリなどの有用物であって は、いくら腐敗するのが遅いといっても、人 が利用しうる量には限度があって使われずに 蓄積されてしまう。とすれば、人類共有物と して神から与えられたものが、利用されずに 放置されたままになるという状況が出現する ことは時間の問題である。これでは、折角 「腐敗禁止の制約」を回避しえたかのようにみ えても、無限に蓄積することを真に正当化し えたことにはならない。

「神は世界を人間共有のものとして与えた。けれども、神はそれをかれらのために、そうして、かれらがそこから生活の最大便益を引き出しうるように与えたのであるから、それがいつまでも共有、未開墾のままであっていいと神が考えていたとは、想像されえない」(LTT、II、34)。これは土地所有とのかかわりで述べられていることであるが、これは当然に所有一般に当てはまる命題である。神は「生活の最大便益を引き出しうるように与えたのであるから」、所有物が単に退蔵されていては、この重要な命題に反することになる。そこで貨幣が登場するのである。

もう一度、引用文を読んでもらいたい。特 に傍点を振った部分を読んでもらいたい。有 用物は腐敗しやすい。それに対して、金銀・ ダイアモンドなどは、「真に有用であるとか、 生活の維持に必要であるとか」といったもの ではない、と断定する。ここにこそ、貨幣が 登場しなければならない理由がある。すなわ ち, 有用物ではないのだから、いくら退蔵し ても神の意思に反しないというわけである。 きわめて巧妙である。「このようにして、貨幣 が使用されるようになった。それは腐敗せず に保存しうる耐久性があるものであって、生 活の役には立つが腐敗しやすいものと交換し ようと、相互に同意したものである」。この箇 所の傍点部分の対比。貨幣は腐敗せず耐久性 のあるもの、生活に役に立つ有用物は腐敗し

やすいもの、というこの対比が、上記金銀・ダイアモンドと有用物との対比と重なり合うことによって、貨幣の退蔵が、「生活の最大便益を引き出す」という命題に抵触しない行為、というレトリックを構築するのである。

ここから、「勤労の程度の異なるにしたがって、人間に与えられる財産の量は異なる」という――原初の世界にあっては――至極もっともな命題を起点として、「この貨幣の発明は、かれらの財産の蓄積を持続し拡大する機会をつくった」とし(*LTT*, II, 48)、財産の不平等が完全に正当化されるに至る。そして、土地所有の不平等がつぎのように結論づけられる。

金銀は、食物・衣服・乗り物と比較すれば、人間の生活にとってほとんど役に立たないのであるから、その価値はただ人の同意によってのみ得られるものである。もちろん、そのばあいにも価値の基準となるのは、大部分労働であるが。そうすると、土地の不均等で不平等な占有も明らかに、人々が合意した結果だということになる。なぜなら、かれらは、暗黙かつ自発的同意により、余剰生産物と交換に、占有者の手中で滅失毀損することなく、何ぴとにも権利侵害を与えないで蓄積されうる金銀を受け取ることによって、自分がその生産物を利用しうる以上の土地を正当に占有する途を発見したからである。(LTT、II、50)

ここに、人類共有として神から与えられた 世界が、不平等な財産所有、とりわけ不平等 な土地所有に帰結する論理が、ロックによっ て明示的に示されたわけである。後は、暗黙 の同意によって導入された貨幣が正当化した 土地所有の不平等を,市民社会(=国家)における実定法が担保すれば完結することになる。さきに指摘してあるように,「自己消費の制約」がいつの間にか「腐敗禁止の制約」に収斂され,本来ならば蓄積を目的とする交換が導入されえない条件が都合よく無視されてしまうといったような問題点はあるものの,巧妙なレトリックによって私有財産の不平等・土地所有の不平等が正当化される論理が完成する。

とはいえ、現実に生じている土地所有の不 平等をほかの誰もが是認したわけではない。 土地所有、わけても地主的大土地所有に対す る批判は、近代イギリス思想史を彩る重要な テーマであった。この問題については、節を 改めて検討していきたい。

Ⅲ イギリスにおける土地所有批判の系譜

《労働所有権》にもとづきながらロックによって土地所有の不平等が正当化された後も、イギリスでは土地所有については理論的な批判・吟味が繰り返されつづけた。その全体像を系統だって描くことは、いまのわたくしには準備不足で荷の重い仕事なので、本稿ではロック「土地所有権」論とかかわる理論について検討を加えていくことにして、全体像を描くことは今後の課題としたい(17)。

土地所有の不平等についての批判は、18世紀後半において盛んであった。トマス・スペンス (Thomas Spence) は、『人間の真の権利』において、「自然な状態においては、人々のあいだの土地所有や自由が平等であるべきだ」(18) ということを出発点として、土地私有制度を批判し、教区所有制を提唱する。このスペンスの問題提起は、19世紀に入って大

きな影響を与えた。もちろんそれぞれ異なる主張を含んでいて完全に一致しているというわけではないが、リチャード・カーライル (Richard Carlile) やトマス・エヴァンス (Thomas Evans)、それからアレン・ダヴンポート (Allen Davenport) やトマス・プレストン (Thomas Preston) などがスペンスの考えを受け継ぎ、その思想を宣伝していた。かれらのなかにはまた、Chartist Land Planにかかわりをもつ者もいて、"The Land is the People's Farm"というスローガンのもとチャーチスト運動にも一定の影響を及ぼしたようである $^{(19)}$ 。

18世紀における土地所有権批判という観点からすれば、最も理論的かつ緻密な作業はウィリアム・オグルヴィ(William Ogilvie)によって果たされている。オグルヴィは、1736年にスコットランドに生まれ、アバディーンのKing's Collegeを卒業した後、グラマー・スクールの教職に就いたりしたが、1761年11月に母校の助教授になる。かれは古典学に造詣が深かったが、化石などの収集でも有名で、かれのコレクションがアバディーン大学の自然史博物館の起源であるといわれている⁽²⁰⁾。

オグルヴィの土地所有権批判は、1781年に匿名で『土地所有権論』として出版された。オグルヴィ家は初代アンガス伯の直系子孫であり、かれ自身も地主であって、生誕地でもあれば家産所領でもあるPittensear領を継承している。こうした地主でもあるオグルヴィの土地所有権論がロックの土地所有権論を意識していたことは、最初のパラグラフからして容易に判明する。

すべての所有権は、占有ないし労働のいずれかにもとづいている。大地は共同の占有として人類に与えられてきたのであって、各個人は、生来、平等な持ち分を所有し耕作する権利をもつものと思われる。この権利は、人が戸外の空気や流れる水を自由に用いねばならない事情とほとんど変わらない。現実の生活に絶えず必要不可欠だというほどでないとしても、人類の進歩のすべての段階をとおして、富裕で公正な生活状態にとっては少なからず必須のものである。(OBL, p. 7)

オグルヴィの独自な所有観は、最初の1行に凝縮されている。「すべての所有権は、占有ないし労働のいずれかにもとづいている」という、ロックとは異なる所有権論である。

この所有権論と、これまたロックとは異なる自然権論の視点から、明示的ではないがロックの土地所有権論を批判することになる。この点については後で検討するとして、かれの自然権論の基本的な構図を説明しておくと、土地に対する平等な持ち分の権原は自然権であって、これはいまでも保持・維持されつづけている、というものである。

平等な持ち分以上の土地に対する権原を, 誰も,この占有の一般的権利からは導き出 すことはできない。持ち分以上を現に所有 している者は,いまだ平等な持ち分を所有 していない誰かほかの者の要求を,権利と して排除することはできない*。

このような土地所有の平等な持ち分に対 する権原は、本源的で固有のものであって、 われわれ自身が譲渡することはできても、 他人のいかなる行為とか決定とかによって 奪い去られることができないもののように 思われる。これこそが、すべての市民が依然 として保持している生得権(a birthright) である。たとえかれが、社会の一員となって その便益にあずかることから、一般的福祉 のために制定される諸規則にこの自然権を 従わせてきたと想定しなければならないと しても、かれがそれを暗黙のうちにまった く放棄した、とけっして理解されるべきで はない。また、成人して自分の平等な持ち分 を実際に所有したり、所有する自由な機会 を得たのちに、明白な契約によることなし にはそのような譲渡は確立できるはずもな い。(OBL, pp. 8-9)

オグルヴィの自然権思想では、土地に対する権原はいまでも平等に与えられているもの、いまでも行使しうるもの、と認識されている。市民社会の構成員として現実の法秩序のもとで生活していても、その事実から直ちに自然権を放棄したことにはならない。実際に自分の持ち分を所有してはじめて譲渡することができるのであり、しかもそれは明確な契約を交わすことによってはじめて譲渡できるものとする。この確固たる自然権思想と《労働と占有に基づく所有権》観からロックに対する批判がおこなわれる。このロック批判について検討する前に、注意を喚起しておきたいのが、引用文中の*印の箇所である。ここで、オグルヴィはつぎのような注記を付している。

「神は世界を人間共有のものとして与え た。けれども、神はそれをかれらのために、 そうして、かれらがそこから生活の最大便

益を引き出しうるように与えたのであるか ら、それがいつまでも共有、未開墾のまま であっていいと神が考えていたとは、想像 されえない。神は、それを勤勉怜悧な者の 利用にまかせたのであり、労働がその権原 たるべきものであった|(ロック『統治論』ホ リス版167頁。) かくして、わずか半分ほど しか耕されていない状態であるときに、一 層の耕作や改良が突然中止されたり, 土地 をより肥沃にしようという何百万人もの勤 労が自分の耕地から排除されたり、 あるい は勤労が加えられて, 充分な作物を刈り 取って正当な報酬を保証されべき一画の土 地の使用を拒絶されたりするような方法で、 土地は専有されるべきではないのである。 (OBL, p.9 note)

この注記にもみられるように、ロックの自然権思想と労働所有権論とを承継しながらも、オグルヴィのばあいは、土地に対する万人の権利を労働所有権に優越する、もっとも基本的な権原と措定する自然権思想である。かかる思想体系からすれば、ロックの土地私有権論に対する批判が展開されるのは当然である。

土地所有権に関して、ロック氏とかれの信奉者たちによって提言されたこと――それは現行法規とは別ものとして、それらよりも本源的で、そしてかれらの反対者たちが擁護してきた王権神授説とほとんど変わらない性質の所有権の提言――は何であれすべて、全共同体員がもっている、国家の領土に対する一般的な占有権にもとづく、土地に対する平等で本源的な所有の権利に帰することができるものである。確か

にこの平等な権利は国内法に先立つものであって、それらによって廃棄されるべきものではない。国内法の諸規定によって確立された類の土地所有権、――それは、労働の権利に基礎をもつもので、各個人によって甚だしく不平等な具合に獲得され、ほとんどの国においてその蓄積に関して制限を設けるべきであるとは考えられてこなかった――そうした所有権を神聖で無効にしえないものとみなすのは間違いである。

地主が、土地に対する本源的に平等な自 分の持ち分の1,000倍もの地所を所有する 権利は、一般的な占有権にもとづくもので はなくて、労働に根拠をもつ。その労働は、 かれやかれの父祖、あるいはかれが買い 取った土地の元の持ち主が土壌の改良と肥 沃化に注いだものである。それはそれとし て自然であり公正である。しかし労働にも とづくそのような権利は、ほかの999人が 土地に対する自分の持ち分に対して本源的 状態でもっている権利、すなわち占有の自 然権を無効にすることはできない。それは 個々人の要求を締め出すことはできるかも しれないが、全体の受託者であり擁護者で ある立法府の要求を締め出すことはできな ν_ο (OBL, pp.10-11)

つぎにオグルヴィは以下のように論旨を展開する。「本源的な状態では、すべての者が土地に対する平等な持ち分権をもっていることは自然法の一公理として認められる」し、「労働によって土壌のある部分をより肥沃にした者が、その肥沃化によって農産物が増加した部分とか、あるいはその価値の増加した部分に対して権利をもつということ、……これも

また自然法の一公理である」(*OBL*, p.12), と。 このように指摘した上で、土地の価値につい てつぎのように述べる。

どんな区画の土地が売られるばあいでも、 購入者が支払う価格は三つの要素から構成 されている。……

第一, 土壌の本源的な (original) 価値, すなわち, 土壌がすべての耕作に先立って 自然の状態で保持していた価値。

第二、土壌の付帯的な(accessory)あるいは改良された(improved)価値。すなわち最後の所有者、またはかれに先立つ人びとによって土壌に加えられた改良や耕作からえる価値。

第三、土壌の未確定の(contingent)あるいは改良可能な(improvable)価値。すなわち将来なされる耕作や改良から生じる、そうした改良に要した費用を上回る価値、換言するならば、これらの改良を施す排他的権利の価値。(*OBL*, pp.13-14)

文章の表面には、ロック批判が明示的にはあらわれていない。これは、かれのロック引用が、「神は世界を人間共有のものとして与えた。けれども、……(中略)……神は、それを勤勉怜悧な者の利用にまかせたのであり、労働がその権原たるべきものであった」、という箇所に限られていることともかかわることであろう。この箇所では、土地所有権が労働にもとづくとはいっても、土地所有の不平等を正当化しているわけではない。大地が人類に共同に与えられているという考えは、かれの自然権思想と調和的であるといえよう。いわば、ロック思想のうちで、自分の思想と調

和的な部分だけを援用した、と考えられる。

しかし、ロックの土地所有権論を確認してきたいまでは、オグルヴィの文章全体をとおしてみれば、実際上はロック批判を意図していたことは明らかだといわざるをえまい。オグルヴィは土地所有権を認めつつも、それは労働によって改良された価値部分に対してのみ絶対的な所有権を認めているのであって、第一および第三の価値部分については、絶対的な私的所有権を認めているわけではない。わけても第一の価値部分については人類の本源的な権利を排除しえないというのである。

だが、オグルヴィの批判は、ロックの労働 所有権にもとづく土地所有権の正当化を内在 的に批判しているわけではない。ロックの場 合は、オグルヴィと同様にある部分自然権を 出発点としながらも、労働所有権を基礎づけ、 その論理的な帰結として土地所有権を導出し た。かかる理論構成からいえば、労働所有権 とその延長上にあるものとして理論武装され た土地所有権を、その論理次元で反駁しきれ ている、とは評価しがたい。

18世紀において土地所有権について洞察を深めたもうひとりの思想家として取り上げたいのは、トマス・ペイン(Tomas Paine)である。ペインは1737年にノーフォクのThetfordのコルセット製造職人ジョゥゼフの息子として生まれた。1774年にロンドンでフランクリン(Benjamin Franklin)と出会い、同年10月にアメリカに移り住み、フィラデルフィアでジャーナリストとして活躍する。1776年1月に『コモン・センス(Common Sense)』を出版して名声を博し、アメリカ独立戦争やフランス革命に身を投じたことは周

知の事実であろうから、詳細ははぶく。そのペインがこれから検討しようとする『土地配分の正義』を公にしたのは、1796年のことであった。この時には、フランス革命とかかわって書かれた『人間の権利(The Rights of Man)』が公刊された頃(1791-2)の名声も影響力も喪失していた、といわれている⁽²¹⁾。

それはともあれ、ペインが、基本的にロックの思想を改革的に継受したことはよく知られている。もっとも、かれ自身は「わたしはロックを読みもしなかったし、またその著作を手にしたこともない」と否定しているが、サセックスのルイス(Lewes)時代に収税更(excise officer)としての俸給値上げ運動に携わっているあいだにロック思想を吸収したのではないかと考えられている。かれが実際にどのようにしてロック思想を受容したのかはわからないが、かれの思想が基本的にロックのものであったことはまずは間違いない。したがって、かれの土地所有権もロックのそれとよく似ているが、ペインの思想はある点でロックよりもきわめてラディカルである。

まずペインは、自然状態と文明状態とを比較してつぎのようにいう。

社会がどういう状態にあるべきかを理解するためには、今日においても北アメリカのインディアンのあいだにみられるような、人間の自然なそして原始的な状態についての知識をもつ必要がある。その状態においては、ヨーロッパの町や街路で眼に触れる、貧困や欠乏にさいなまれた人間の悲惨な光景は少しも見られない。従って、貧困というのは、文明生活とよばれるものによって創り出されたもので、自然状態には存在し

ない。また一方で、自然状態では、農業や 工芸、科学や製造業から生ずる利益もみら れない。(*PAJ*, p.397)

こには、あのロックやアダム・スミスによって一方的に断罪されたアメリカ・インディアンの悲惨という視点とは異なる複眼的観察が読みとれる。ロックは兎も角として、スミスにおいても、文明と未開という対比においては、一方的に文明賞賛がなされていることは、つぎの一文をみれば明瞭である。

狩猟民や漁労民という野蛮民族のあいだ では、働きうるあらゆる個人は有用な労働 に多少とも従事し、かれら自身のために、 あるいはその家族または種族中の老齢・若 年もしくは虚弱のいずれかによって狩猟や 漁労にでかけて行けぬような者のために. 生活必需品および便益品をできるかぎり調 達しようと努力する。けれども、このよう な民族は、みじめにも貧乏なのであるから、 困窮のあまり、その乳幼児や老人や長患い に悩む病人を, あるときは直接うち殺し, あるときは遺棄して餓死させ、または野獣 のむさぼり食うままにするほかないような 必要にしばしば迫られるか、さもないばあ いでも、すくなくとも自分ではこういう必 要に迫られていると思うほどである。これ に反して, 文明で盛大な諸国民のあいだで は、たとえ人民の多数はまったく労働せず、 その多くは働く人々の大部分にくらべて十 倍, 否しばしば百倍もの労働生産物を消費 するにもかかわらず, 社会の全労働の生産 物はなおきわめて大であるから、すべての 人はしばしば潤沢に供給され、最下最貧の

階級の職人でさえ、もしかれが倹約で勤勉 であるならば、どのような野蛮人が獲得し うるよりも多くの生活必需品および便益品 の分けまえを享受しうるほどである。⁽²²⁾

この一方的な文明賞賛とインディアンへの 侮蔑的眼差と、ペインの複眼的な観察眼とは まったく異質である。スミスは豊かさの基準 を物質的豊饒にだけ求めており、ある意味で 単純でわかりやすいが、あまりにも単線的な 思考だといわざるをえまい。それだけペイン の柔軟な思考が一層光彩を放つ。

だからといって、かれは、けっして単純に自然状態を賛美はしない。「自然状態から文明状態に至ることはつねに可能であるが、文明状態から自然状態に至ることはまったく不可能である」(*PAJ*, pp.397-398)、と指摘した上でつぎのようにいう。「したがって、現在なされるべきことは、自然状態からいわゆる文明状態に至る過程において社会に生じた害悪を矯正し、利益を維持することである」(*PAJ*, p.398)、と。

こうした観点から、土地所有権について考察が進められるのである。トマス・ペインも、これまで検討してきたロックやオグルヴィと同様に自然権を出発点とするのであるが、その論理展開はかれ独自のものである。

自然な未耕作の状態にある土地は、「人類の共有財産」であったし、依然としてそうあるべきであることは、論駁の余地がない。……

しかし自然状態における土地は, さきに 述べたように, 耕作された状態で維持され るのと比較して少数の住民を維持できるに すぎない。そして耕作によって加えられた改良部分を、改良がなされない土地自身から分離することは不可能であるように、所有地という観念は、その不可分的結合から生じた。ただしかし、個人の所有権は、土地そのものではなくして、改良された価値のみであることは依然真理である。したがって耕作された土地のすべての所有者は、かれの保有する土地に対して基礎地代、この観念を表す適当な言葉がみあたらないのでこうよぶが、を共同社会に支払うべき義務がある。(PAJ、p.398)

ここでは明示的に述べられていないが、耕作によって改良された価値に対しては個人の所有権があるという叙述 (PAJ, p.398) からして、ペインが労働にもとづく所有権を基盤にしながら論を進めていることは間違いなかろう。しかし、ペインの独自性は、耕作という労働によって得られるものは土地所有権そのものではなく、改良された価値部分だけである、という点である。この独自の思考方法は検討に値するので、後段にて再度検討することにして、この考え方とかかわる論点をもう一箇所引用しておく。

本源的に、所有地というものは存在できなかった。人間は土地を創造することができなかったし、またたとえ、それを占有する権利をもったとしても、それのどの部分でも、永久にかれの財産として位置づける権利をもたなかった。……では、どこから土地所有権の観念は生まれたのか。それには、耕作によってなされた改良を、改良が加えられるべき土地そのものから分離する

ことが不可能であるところから、それとともに所有地の観念が発生した、と答えよう。改良による価値が自然的土地の価値をはるかにしのぐようになった時点で、それはそれを吸収するようになり、ついにすべての共有権が個人の耕作権と混同されるようになった。しかしそれでも、それらは異なった種類の権利であり、この世の中が存続するかぎり、その差異はつづくであろう。(PAJ、p.399)

ペインの土地所有権批判は、直接ロックの 土地所有権論の批判を意図したものではない。 だが、ロック批判としてみると、その根幹を 批判するものと評価しえよう⁽²³⁾。

IV スペンサー「土地利用権」論とロック 「土地所有権」論

以上, 18世紀において私的土地所有権を批 判する幾人かの思想家を紹介してきた。つぎ に19世紀の批判的思想家について検討して いきたい。19世紀における私的土地所有権の 批判としては、チャーチスト運動の一環とし て展開されたチャーチスト土地計画をあげる ことができよう。さらには、J·S·ミル (John Stuart Mill) を中心とする土地保有改革協会 (The Land Tenures Reform Association) \succeq マルクス (Karl Marx) らの土地労働連盟 (The Land and Labour League), それから A・R・ウォーレス (Alfred Russll Wallace) の土地国有化協会 (Land Nationalisation Society) を土地問題にかかわる重要な運動団 体としてあげることができる(24)。これらの運 動が土地所有に関する改革運動としてはきわ めて大きな意味をもつものであること、また

19世紀後半に土地問題が国政上の一大争点になっていたことは、これまでの研究によって明らかになっている。運動史の観点からすればこれらの運動を取り上げないわけにはいかないが、それらの詳細は先行研究にゆずることにして、本稿のロック批判という観点からすれば、これまでわが国ではあまり注目されてこなかったロック「土地所有権」論に対する批判を紹介しておきたい。それは、ハーバート・スペンサーによるロック批判である。

スペンサーは処女作『社会静学』(1851年) の土地利用権論において、ロックを明示して ではないが、その土地所有権論を批判してい る(25)。若干の説明を施しておくと、問題の 『社会静学』は1848年に書き始められ、1850 年夏に書き上げられた本文476頁の大著であ る。これは、1820年生まれのスペンサー30歳 の処女作である。スペンサーは、この書でべ ンサム(Jeremy Bentham)らの「便宜哲学」 を批判しながら「道徳感覚の理論」を主張し、 「ほかの人の、同等の自由を侵犯しないかぎり、 だれでも自分の欲することをなんでもおこな う自由をもつ」(SSS, p.103) という道徳の 第一原理を提唱する。この第一原理は完成社 会においてのみ全面的に実現されるものであ るが、「『社会静学』の構成の特徴は、極めて 直感的な第一原理の妥当性を社会進化という 歴史的必然性によって論証し、かつ、その現 実性を具体的な事実によって立証しようとし たことである|(26)と指摘されている。

スペンサー『社会静学』の執筆の意図が上述のようなものであるならば、これから検討する「土地利用の権利 (The Right to the Use of the Earth)」や「所有権 (The Right of Property)」も、道徳の第一原理の妥当性を論証す

る意図から書かれたものとみなければならない。すなわち、それらの権利論は、「ほかの人の、同等の自由を侵犯しないかぎり、だれでも自分の欲することをなんでもおこなう自由をもつ」という第一原理をみたす条件を確定する作業であることを念頭に、分析しなければならない。

スペンサーの権利論について、あらかじめ 指摘しておきたいのは、その論理構成である。 スペンサー『社会静学』にあっては、ロック の「所有権」論とはまったく異なる論理構成 が採用されている。ロックにあっては、《労働 所有権》が論証されたのちに、《土地所有権》が 展開された。それに対して、スペンサーは、 《土地利用権》を論じた後で、《所有権》を展 開するという論理構成をとっている。その「所 有権 | の章では、明白にロック所有権論を批判 し、スペンサー自身の土地利用権論にもとづ く労働所有権論を展開している。こうした論 理構成からしても、その土地利用権論は、ロッ ク土地所有権論の批判を意図したものである とみてまちがいない。では、どのような論理で ロック批判が展開されているのであろうか。

§ 1.

人類がかれらの欲求対象を追求する同等の権利を持っているとすれば――そして世界がそうした欲求の充足に適合させられるのならば――その世界に人びとが相等しく生まれ出ているとするならば、かれらは世界を利用する同等の権利をもっているというのが、避けようのない結論となる。というのは、各人が「ほかのひとの、同等の自由を侵犯しないかぎり、自分の欲することをなんでもおこなう自由をもつ」のな

らば、ほかの誰にも同じ自由を許容するかぎりで、各人が自分の欲望を満足させるために大地を利用することは自由だからである。反対に、誰も、ほかの者が同じように利用することを妨げるような仕方で大地を利用することはできないのも明白である。妨げるように利用することは、ほかの者よりも大きな自由を横取りすることになるのだから、従って法を破ることになる。

§ 2.

それゆえ、公正は土地の所有を認めない。……(後略)……(SSS, p.114)

これは、第9章「土地利用の権利」の冒頭 部分, すなわち第1節および第2節の最初の 1行である。スペンサーは、ロックと同様、 人類は世界を利用する権利を同等にもってい る、という前提から出発する。そこから、上 記の第一原理の条件をみたすためには、誰も、 ほかの者が同様に利用することを妨げるよう な方法で大地を利用できないとし、「それゆえ、 公正は土地の所有を認めない」と断定する。 つまり、排他的な土地所有が認められるのな らば、土地は一部の者の手に集中し、残りの 者はそれらの者の許しがなくては足の踏み場 もなくなってしまい、「ほかの者の許しなくし ては『生存することも、移動することも、は たまた存在することもできない』人びとは、 ほかの人びとと同等に自由であるはずがな い」(SSS, p.115)。だから、土地の所有は、 第一原理に反することになる、と第2節を展 開していくのである。

この第2節については、リーヴ (Andrew Reeve) が長々と引用して論評を加えている。いわく、スペンサーの仮定している所有権は

極めて排他的で絶対的な権利と理解されているが、それが緩和されるならば、スペンサーの結論はそれほど容易に得られるのかどうか疑わしい。第二に、スペンサーの議論は土地所有の形態に基づきながら、それはその結論を得るのに分配に関する諸仮定にも依存するものになっている、と批判する。つまり、スペンサーの反対しているのは、土地私有そのものに対するものなのか、それとも土地私有の誤った分配に対するものなのか、という批判である (27)。

これらは、極めて鋭い批判である。特に第 二の批判は考慮に値する。各人が平等に土地 を所有すると、第一原理に反しないことにな る。したがって、問題は分配にあることになっ て、スペンサーの論証は出発点からまちがっ ていることになる。ということで、スペンサー の論証は立論そのものが問題であるように考 えられるかもしれない。しかし、もし誰にも 平等に土地が分配されるのならば、しかも将 来世代にも平等に分配されるというのならば、 土地の平等な分配は、土地所有権 —— それが スペンサー流の絶対的な所有権であろうと. あるいはリーヴ流の緩和された所有権であろ うと――とは両立しない。土地の平等な分配 が可能になる時には、それは土地の利用権に なるはずだからである。リーヴの批判は鋭い ようにみえるが、実はあまりにも形式的な批 判にすぎないのである。つまり、財産形態の 問題と分配の問題は、リーブが指摘するほど には簡単に切断することはできないのである。 土地私有であるからこそ、分配のあり方が問 題になるのである。

それはさておき、スペンサーは、一部の者

に土地が集中して、ほかの人びとは自由を失うかもしれないという上述の可能性(the possible)の考察から、現実的な(the actual)考察へと議論を進める。そうすると、一層現存の土地所有権は正当性を失う、と指摘する。それは「年代記(the chronicles)」を繙けばすぐにわかるという。「暴力と欺瞞、力の特権と狡猾な主張、これらが、それらの権原[土地所有に対する現存の権原]の辿りうる源泉である」(SSS、p.115)、と。したがって、この観点からいっても土地所有は正当化しえないとする。

これまで検討してきたスペンサーの土地所有批判は、ロックの土地所有権論の批判にはなっていない。ロックの労働所有権論にもとづく土地所有権の意義――もちろん、これはロックの観点からしての意義であるが――は、労働所有権論を論理的に積み重ねていくとき、大地に対する同等な権利から結果としての不平等な財産権が帰結することを論証したことにある。このような論理の組立からいえば、上述のスペンサーによる土地私有の批判は、少なくともロック「土地所有権」論の批判になっていないからである。個々の歴史的事実がどうであれ、歴史事実そのものの提示ではロック批判にはならない。

ロックの土地所有権を批判するには、ロックの論理展開そのもののどこに問題があるのかを剔抉しなければならない。そこで、スペンサーはつぎに《労働に基づく土地所有権》そのものに対して批判の矢を放つ。

耕作が正当な権原を与える, と通常考えられている。原始的荒野から一区画の土地を切り開いた者は、それによってその土地

を自分のものにしたと想定されている。しかしかれの権利が論駁されたなら、どのような論理体系によってその権利を擁護できるのか。(SSS, p.116)

すなわち、労働 (耕作) が土地所有権の確実な基盤であるのかどうかを吟味するというのが、つぎの課題となっている。ロックの名前はどこにも出てこないが、これから展開される議論の的がロックの土地所有権論であることには疑問の余地がない。スペンサーの議論は、アメリカの荒野を切り開いて開墾地を所有した開拓者とその土地所有を批判するコスモポリタンとの対話として展開される。論証は、この二人の会話という形で進められていて、訳出していくと饒舌かつ煩雑になる。ここでは、内容の大要を紹介するにとどめざるをえない。

まずは、「あなたは、どのような権威によって開墾したこれらの土地を所有しているのか」という、コスモポリタンによる田舎者(backwoodsman)への質問から会話は始まる。それに対する回答が開拓者によるつぎのような第一段階の主張である。「誰もいなかったから、わたくしはここに居着いたのだ(squatted)。何故なら、わたくしには他の誰とも同じようにそうする自由をもっているからである」(SSS、p.117)。つまり、誰のものでもない土地を切り開いて耕地にして、有益な作物を栽培したので、それはわたしのものである、というのが第一段階における主張の骨子である。

それに対して批判者は論駁する。あなたは、 そこに生えていた砂糖楓や草の代わりに、小 麦や煙草などを栽培した。ある種の植物に替 えて、別の種類の植物にすることで、どうしてあなたはそののち引き続いてその土地の支配者になることができるのか、と。これに対する開拓者の答えは、役に立たないものに代わって、大地が有用なものを産出するようにしたからだ、というものである。もちろん、これは回答になっていない。そこで、改めて疑問が提出される。あなたは数インチの深さの土を耕し、種をまいて、太陽と雨と空気の助けで土が産みだした生産物を収穫したわけだが、「どんな魔術によって、これらの行為が、あなたをしてそんなにも広漠な土地(that vast mass of matter)の唯一の所有者にするのか」(SSS、p.117)、と。

この質問に対する答えが、開拓者の第二段階の主張である。すなわち「わたしは、もしほかの誰かがわたしよりもさきにここに来ていたならば、その人が自由におこなうことができたであろうことをおこなっただけである。開墾されていないかぎり、これらの土地は人類全体――だれにも同等の――のものであって、ただ、わたしが一番最初にそれらを発見し、改良を加えたから、それらはいまやわたしのものである」(SSS、p.118)、と。

この主張に対しては、批判者はつぎのように反駁する。あなたは「開墾されていないかぎり、これらの土地は人類全体のものである」といったけれど、そうだとするならば、あなたの改良は、人類全体のもともとの権利を無効にはしえない。一例をとってみよう。荒れ果てた空家があって、あなたがそれに多大の労力をそそぎ込んで住むことができるように修理したとする。ところがある日、そこにその家の相続権をもつ見知らない者がやってきたとき、あなたの改良の努力はどうなるのか。

もろもろの改善は、「家に対する有効な権利を あなたに与えるのか。それはもともとの権利 者の権利を廃棄するのか」(SSS, p.118), と。この問いに対する開拓者の答えは、もち ろん「否」である。そこで、論駁者はつぎの ように展開する。

それならば、あなたの開拓的行為はこの土地に対する有効な権利をあなたに与えはしない。開拓行為は、もともとの権利者たち、すなわち人類の権利を廃棄はしない。世界は神による人類への遺産である。すべての人びとが共同の相続人(joint heirs)であって、あなたはそのうちの一人である。(SSS、p.118)

つまり、改良のための労働が最初の権利者 の権原を廃棄しえないとするのなら、改良と いう行為はもともとの人類全体の権原そのも のをも廃棄しえないはずだ、という論理であ る。この後は、労働によって土地私有権を確 立することはできないにしても、開拓者がそ の土地の改良に費やした労働に関しては補償 されるべきであるといった会話が展開される。 さらに次節以降は、土地の平等な配分が不可 能であることなどが述べられているが、ロッ ク批判の観点からすれば、以上の紹介で充分 である。

スペンサーの議論はどのように評価できるであろうか。荒廃した家屋を修理するために投下された労働は、その家屋に対する所有権を確立しない。元の所有者あるいはその相続人の権利を無効にしない。とすれば、荒野に投下された労働も、人類全体に与えられた本源的権利を無効にしないはずである。した

がって、土地の私的所有は道徳の第一原理に 抵触するものとして認めがたいという論理は、 極めて巧妙で、ロック批判として有効である ようにみえる。

しかし、ロック批判としては不充分である。 ロックは、《労働所有権》を確立した上で《土 地所有権》を論証しようとした。その観点か らすれば、スペンサーの議論は不充分である。 荒廃した家屋の修理は、その家屋の所有者な いしその相続人の権利を廃棄しえないのなら, 荒野に投下された労働も、その土地に対して もっている人類全体の本源的な権原を廃棄し えないはずだ、というのがスペンサー説の骨 子である。荒廃した家屋に対して投下された 労働は、果たして荒野に対して投下された労 働と同じであろうか。すなわち、ロックの論 理に基づくならば、荒廃した家もそれが建て られるまでは荒野であったはずだが、そこに 労働が投下されて人類共有の状態から所有権 を確立した。そうだとするならば、いくら荒 廃していても, その家屋は所有権が確立され ているのであって荒野ではない。したがって, その家屋に労働を投下しても新たに所有権を 確立することはできるはずもない、と反駁で きる。

ここで問題になるのが、スペンサーの論理 構成である。スペンサーは、ロックとは異なっ て、「土地利用の権利」を論じた上で「所有 権」を検討する。そして、そこでロック批判 を展開する。「大地とすべての下級の被造物が 万人の共有のものである」とするなら、たと いそれらに労働を加えても、そのことからは 所有権は確立しえない。なぜなら、土地所有 権を論じた際に、土地に労働を投下しても、 その事実は人類全体に帰属する権利を廃棄す ることができないことを論証した。この論証を援用すれば、果物などの自然の生産物に労働を加えても、人類全体のもっている権利を廃棄しえないはずだからだ、とする(SSS, pp126-127)。

スペンサーの論証過程を検証してきたいま、われわれは、その巧妙なレトリックに感嘆しないわけにいかない。荒廃した家屋への労働投下がその所有者の権利を奪えないのなら、荒野であっても、それに投下された労働はその本源的な人類全体の権利を奪えないはずである、と結論づける。その上で、だから《労働所有権》は成立しないと展開する (28)。しかし、この《労働所有権》批判もロック批判としては有効でないことは、いまや多言を要するまでもない。荒野に対する最初の労働が所有権を確立すると主張するならば、スペンサーの巧妙な事例提示も一向にロック批判にはならない。われわれは、このように結論づけざるをえまい。

V むすびにかえて

ロックの「所有権」論は歴史を超越した価値をもつ理論である。だからこそ、現代においてもロック理論を下敷きにしての理論構築が試みられているのである。本稿では、ロック「土地所有権」論を機軸にして、18世紀から19世紀における土地私有権を批判するいくつかの論考を検討してきた。取り上げた論考の数も少なければ、その検討はロック批判とかかわる理論にだけ集中していて、全体像を描くものではない。そのような意味で、本稿は「イギリス近代土地所有権」思想を分析するための予備作業にすぎない。それでも、イギリスにおいて土地所有権をめぐって、特

にその不平等な所有を超克するための理論的 考察が継続していたことは確認しえた。おそ らくその背後に深刻な土地問題が潜在してい たことは、本文でも触れたように多くの運動 体が樹立され、活動していたことからも読み とれよう。こうした問題は、稿を改めて検討 することにしたい。

ところで、ロック「所有権」論をわれわれはいかに継承しうるのであろうか。その思考論理を継承するとして、どこに問題が伏在しているのであろうか。ロック《労働所有権》論そのものの検討は別稿に譲るとして、それを一応容認しうる理論と考えた上で、「土地所有権」論についてはどのように判断すべきかを検討してみよう。

スペンサーのロック批判をつぶさに分析した。その結果、かれの論証はロック批判としては成立しないことをみてきた。だからといって、ロック「土地所有権」論を受容しうるかといえば、否といわざるをえない。

ロックは、土地所有権を正当化する過程で、いくつかの制約を設けた。(a) 自分の労働によって、(b) 腐らせてしまわない程度に、(c) 自己の消費分をわがものにすることは、自然法によってゆるされている、と。また、(d) 「ほかに共有のものが他人にも、十分に、かつ同じようによいものが残されているかぎり」という「十分性の制約」をも課した。既に検証したように、「自己消費の制約」は「腐敗の制約」に収斂され、実際には無視された。その点を突けば、ロックの理論は問題を孕んでいる。というのは、「十分性の制約」を解除しえていないからである。この制約を問題にしないというのも

一つの理論操作であるかもしれないが、ロックを批判的に継承するというのならば、その検討を回避するわけにはいくまい。

結論から言おう。この「十分性の制約」の 超克はほかの共有物には当てはまるが、土地 には妥当しない。 自然状態における有用物は、 リンゴであれ、ドングリであれ、再生する。 それは鹿や兎などでも同断である。それら有 用物は自然の物質代謝のなかで、再生し増殖 するものである。その領有と消費はそれその ものの枯渇には至らない。少なくとも「十分 性の制約 を守るかぎりは枯渇しない。しか しながら、土地は異なる。土地は再生しえな い。いくら生産性を向上させたとしても、そ れは土地それ自体を増殖したわけではない。 有限たる土地を領有すれば、ある時点で他人 を排除することになるのは当然である。した がって、人類の共有物から労働を加えて自分 のものにするといっても、再生・増殖するも のと土地とでは異なる意味をもつといわざる をえない。これが第一点である。

つぎに第二点であるが、もう一度、ロックの土地所有権を確認しよう。「しかし所有権の主要な対象は、いまでは、土地の東東やそこに生存する獣ではなくて、ほかのすべてのものを含みそなえている土地ぞれ自体である」。 煩瑣なのでこの箇所全体を引用しなおすのは避けるが、読みなおしてもらいたい。神と人間の理性とは地を征服することを人間に命じたから、共有権者の同意なしに土地を囲い込み、そのことによって所有権を得るのである、というのがロックの主張である。これも奇妙な主張である。神の命令によって生活に役立つように改良することは、その土地を利用することによってその果実を獲得することで

あって、土地自体を獲得する行為ではないはずである。土地自体の獲得は生活を改良することとは本来無関係である。土地はそれを利用してはじめて役に立つのであって、土地の所有それ自体が生活を改良するとはいえない。だから、たとい生活に役立つように改良することが神と人間理性の命令であっても、それは土地の所有権を確立することを命じたとはいえないはずである。これが第二点である。

さらに、土地所有権批判という視点からみ たとき、トマス・ペインの指摘は鋭い。「耕作 によって加えられた改良部分を、改良がなさ れない土地自身から分離することは不可能で あるように、所有地という観念は、その不可 分的結合から生じた。ただしかし、個人の所 有権は、土地そのものではなくして、改良さ れた価値のみであることは依然真理である |。 土地へ投下された労働は、土地そのものの所 有権を確立するのではない。それは改良され た価値に対する所有権を確立するだけである というのは、《労働所有権》の考えと抵触せず に、しかも議論の出発点で措定された自然権 とも抵触しない論理である。このペインの指 摘はこれまであまり注目されることもなかっ たけれども、ロック《労働所有権》論と財の「公 共性 との両立を可能にする論理としてさら なる考察に値するのではなかろうか。

以上のように、ロック「土地所有権」論は、《労働所有権》の論理的帰結として導出しうるものではない。では、ロック《労働所有権》を堅持しながら、論理的に導き出しうる土地の占有方法はないのだろうか。このような観点からすると、ロック批判としては破綻をきたしているけれども、スペンサーの「土地利用権」の考えは一つの答えであるが、この問

題をこれ以上、ここで敷衍するだけの余裕はない。この問題についての検討は後日に期したい。本稿は、近代イギリスにおける現実の土地問題と切り離した理論次元での考察に終始した。具体的歴史事実の脈絡のなかで「土地所有権」思想を描くことは今後の課題としたい。

- 1) 拙稿「ロック『所有権』論とアメリカ・ピュー リタニズム」(『山形大学紀要(社会科学)』25 巻1号,1994年)82頁以下。
- 2) Stewart Mitchell (ed.), *Winthrop Papers*, II, Massachusetts Historical Society, 1931 (1968), p.120.
- 3) リバタリアニズムについては、Alan Haworth, *Anti-Libertarianism: Markets, Phi-losophy and Myth*, Routledge, 1994.
- 4) 桜井徹「所有の観念における労働と合意」(『一橋論叢』102巻1号,1989年)および同「私的所有の道徳的根拠」(『一橋研究』15巻2号,1990年)を参看されたい。
- 5) 桜井「所有の観念における労働と合意」131-132頁。
- 6) 佐々木毅「二十世紀の自由主義思想」[佐々 木毅編『自由と自由主義』(東京大学出版会, 1995年) 所収] 332頁以下。
- 7) かれらの理論については、さまざまな角度から 検討が加えられているが、差し当たり、Jonathan Wolff, *Robert Nozick: Property, Justice and the Minimal State*, Stanford U.P., 1991, esp. chap.5. [森村進・森村たまき訳『ノージック:所 有・正義・最小国家』(勁草書房、1994年) 第5章]
- 8) 戒能通厚『イギリス土地所有権法研究』(岩波書店, 1980年)第 II 部 および Richard Ashcraft, *Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government*, Princeton University Press, 1986, esp. chap.6.
- 9) この点については、三浦永光『ジョン・ロックの市民的世界』(未来社、1997年) 第1章を

- 参照のこと。本書は、本稿とは分析視角が異なるが、資するところ多大であった。
- 10) 「すべての人が生存の権利をもつということを論証することは案外難しい」(浜林正夫『ロック』(研究社出版, 1996年) 158頁) とすれば, 人類の共有権を論証するのはなおのこと困難であるが, ここでは一応それを前提して話を進める。
- 11)《身体所有権》については下川潔「ジョン・ ロックの『身体所有権』テーゼ」(『社会思想史 研究』20号, 1996年) を参照されたい。関連 論文として同「ジョン・ロックのプロパティ概 念| (『イギリス哲学研究』15号, 1992年) も 参照こと。なお、これらの論考は、下川潔『ジョ ン・ロックの自由主義政治哲学』(名古屋大学 出版会、2000年)の中で修正され発展させら れている。本稿の草稿では, 下川論文の問題点 を指摘した論述を含めていたが、紙数の関係で 割愛した。一言だけ付け加えるならば、下川氏 の主たる関心は、いかにロックの所説を整合的 に、かつ現代的な観点からしても受容しうるよ うに解釈していくか、ということにあるように 思われる。この点では、本稿とはいささか異な る問題意識の研究といえよう。
- 12) Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia,* Basic Books, 1974, pp.174-175 [嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』(木鐸社, 1992年) 293-294頁]
- 13) 下川, 上掲書, 113頁。引用文は, Samuel von Pufendorf, *De jure naturae et gentium*, Amsterdam, 1688, pp.363, 366.
- 14) ロックは、労働の価値が自然の価値をはるかに上回るので、「労働による所有権」が共有に優越するといった議論を展開している(LTT, II, 40)が、この議論は本稿の議論とは異なる次元の議論である。なお、この点と関連して、何故に労働は所有権を正当化するのか、といった観点からの検討が詳細になされているので、森村進『ロック所有論の再生』(有斐閣、1997年)第3章および浅野幸治「労働による私有財産

- ――ロックの私有財産論の再検討――」(『中 部哲学会年報』35号, 2003年)を参看されたい。
- 15) 森村進『ロック所有論の再生』第5章を参照 されたい。
- 16) ロックとアメリカの関係については, Barbara Arneil, *John Locke and America:The Defence of English Colonialism*, Clarendon Press, 1996および前掲拙稿。
- 17) 差し当たり、椎名重明「十九世紀末イギリスの土地公有思想」および戒能通厚「イギリスにおける土地公有の論理とその史的展開」「日本土地法学会編『ヨーロッパ・近代日本の所有観念と土地公有論』(有斐閣,昭和60年)所収」ならびに椎名重明「土地公有思想の歴史的展開」および戒能通厚「土地所有関係法の現代的展開」「椎名重明編『土地公有の史的研究』(御茶の水書房,1978年)所収」を参照されたい。
- 18) 四野宮三郎訳『近代土地改革思想の源流』5 頁。
- 19) Malcolm Chase, The People's Farm: English Radical Agrarianism 1775-1840, Clarendon Press, 1988.
- 20) オグルヴィについては、D. C. Macdonald, Biographical Notes, in *OBL*; Joseph O. Baylen and Norbert J. Gossman(eds.), *Biographical Dictionary of Modern British Radicals*, vol.1, Harvester Press, 1979, pp.349ff.
- 21) ペインについては、トーマス・ペイン(小松春 雄訳)『コモン・センス』(岩波書店、昭和28(47) 年)解説:Baylen & Gossman, *op.cit.*, pp.359ff.
- 22) Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, ed. by Edwin Cannan, Random House, 1965, p.lvii [大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』(岩波文庫版, 1959 (1985)年),一,90-91頁]
- 23) オグルヴィの所論についていえば、オグルヴィは、土地に対する本源的権利を労働は廃棄しえないとしながら、労働によって付加された価値によって占有することを容認しており、まさにペインの批判する「不可分的結合から生じた」

- 所有地観念の虜になっている。労働によって改 良された部分に対して所有権をもつというこ とと、労働によって土地それ自体を所有する権 利が確立されるということとは、別である。
- 24) 19世紀後半の土地問題については分厚い研究の蓄積がある。ここでは、注(17) で挙げた諸論文のほかに、四野宮三郎『J・S・ミル思想の展開 II 土地倫理と土地改革』(御茶の水書房、1998年);高島光郎「J・S・ミルと土地保有改革協会」[金子ハルオほか編『経済学における理論・歴史・政策』(有斐閣、昭和53年)所収];高島光郎「J・S・ミルと土地所有」(『思想』No.594、1973年);Peter d'A Jones, Henry George and British Socialism, Garland Publishing, 1991を挙示するにとどめておこう。
- 25) 以下の『社会静学』の説明は、山下重ー『スペンサーと日本近代』(御茶の水書房, 1983年) 24頁以下に依拠するものである。
- 26) 山下, 上掲書, 29頁。
- 27) Andrew Reeve, *Property*, Macmillan Education, 1986, pp.85ff [生越利昭・竹下公視訳『所有論』(晃洋書房, 1989年) 102頁以下。]
- 28) スペンサーの所有論は、別個に検討すべき豊富な内容を有している。本稿での紹介は、ロック「土地所有権」批判という視点からの検証にすぎない。なお、『社会静学』は、スペンサーによって1882年に絶版にされ、1892年に公刊されたときには『人間対国家(The Man versus the State)』との合本で、約3分の1の縮刷版になった。その際、肝心の「土地利用権」の章は完全に削除された。この処置の背景には、ヘンリ・ジョージとの関係がある。Robert de Fremery、Natural Rights and the Lockean Proviso, Land & Liberty Press, [1979]、p.5.

[本稿は,ある研究会のために十数年前に書き上げたものである。それから後、ロックについては、Gopal Sreenivasan, *The Limits of Lockean Rights in Property*, Oxford University Press,

1995; Matthew H. Kramer, John Locke and the Origins of Private Property: Philosophical Explorations of Individualism, Community, and Equality, Ccambridge University Press, 1997; 立岩真也『私的所有論』(勁草書房, 1997 年 < 生活書院, 第 2 版, 2013年 >);下川潔 『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』(名古屋 大学出版会, 2000年);愛敬浩二『近代立憲主 義思想の原像 : ジョン・ロック政治思想と現 代憲法学』(法律文化社, 2003年);今村健一 郎『労働と所有の哲学――ジョン・ロックか ら現代へ』(昭和堂, 2011年) をはじめとする, 重要な著作・論文が出版された。また、ロック 批判の系譜についても、Gregory Claeys, Thomas Paine: Social and Political Thought. Unwin Hyman, 1989; do., Machinery, Money and Millennium: From Moral Economy to Socialism, 1815-1860, Princeton U.P., 1987; Jamie L. Bronstein, Land Reform and Working-Class Experience in Britain and the Unied States, 1800-1862, Stanford U.P., 1999といった必須 文献に接することができた。これらの新知見を

盛り込んで大幅に書き直すべきであるが、その 余裕がなく実現させることができなかった。そ れに加えて弁解させて頂くならば、一度書き上 げたものに大幅に手を入れようとすると、まっ たく別の構想で書かざるをえなくなるので、今 回は、読みやすくするように手を入れるにとど めた。

なお、本稿は、筆者が今すすめているイギリス農業革命の研究と関連して公にすることにした。スコットランドの農業改良がアメリカの植民思想と関連していることからして、今一度、土地所有権について整理しておくことが必要だと判断し、あえて十数年前の原稿を筐底から引き出してきた次第である。スコットランドの農業改良とアメリカの植民思想との関係については、Alasdair Ross, Improvement on the Grant Estates in Strathspey in the Later Eighteenth Century: Theory, Practice, and Failure?, in *Custom, Improvement and the Landscape in Early Modern Britain*, ed. by Richard W. Hoyle, Ashgate Publishing, 2011, pp.296 ff.]